

まほろば秦野通信

タイトル	民の力を防災に 災害時における無人航空機（ドローン）を活用した 防災協力体制に関する協定締結
When (いつ)	8月28日（月曜日）
Where (どこで)	秦野市役所市長応接室
Who (だれが)	かながわ自主防災航空 代表 山口 好一
What (なにを)	災害時の情報収集手段の確保として、ドローンを活用した情報収集に関する協定を締結
How (どのように)	別紙協定書のとおり
Why (なぜ)	<p>大規模災害時には、速やかに応急対策を実施しなければならず、その重要な基礎資料として正確な情報を収集しなければなりません。しかし、災害時には、陥没、土砂災害等で道路が分断され、職員が自力で情報収集が困難となることが想定されます。</p> <p>その対応策のひとつとして、危険な場所を上空から撮影できるドローンを使用し、情報収集をすることは非常に有効です。そのため、災害時に迅速な情報収集等が行えるよう平常時から防災協力体制を構築する必要があるためドローンの操縦技術を持つ団体と協定を締結します。</p>
How much (予算)	約50万円
過去の実績	<p>平成15年度にヘリコプターを使用した情報収集に関する協定を締結。</p> <p>平成28年度上地区総合防災訓練時にドローンを使用した訓練を実施。</p>
今後の取り組み	協定締結を契機として、ドローンを購入し、操作することができる職員の養成を図ります。
問い合わせ	市長公室 防災課防災担当 担当：前田 電話0463（82）9621



災害時における無人航空機を活用した防災協力体制に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）とかながわ自主防災航空（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が甲の区域内及び隣接地域内に発生したときに備え、防災協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内及び隣接地域内において災害が発生したときに備え、平時から相互に協力して無人航空機の活用に関する調査研究、無人航空機の操縦技術を習得するための研修、訓練等を実施するとともに、乙による発災時の支援活動について、必要な事項を定める。

（技術指導及び訓練等）

第2条 甲は、乙の技術指導のもとで平時から災害に備えた研修、訓練等を実施し、相互に情報交換するとともに、乙は甲が実施する防災訓練等への参加に協力するものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力するものとする。

（支援活動）

第3条 甲の区域内及び隣接地域内において災害が発生した場合、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（法律第六十七号）第百三十二条の三（捜索、救助等の特例）における国土交通省令で定める者として、乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報の甲への提供
- (3) 乙による甲への無人航空機操縦技術等の指導

(連絡調整)

第4条 甲又は乙は、災害が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から甲乙相互に緊密な連絡調整に努めることとする。

(経費の負担)

第5条 第3条各号の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費の負担は、原則として甲の負担とする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、乙が甲の要請する業務に係る消耗品及び通信費とし、その価格は、災害発生直前の適正な価格によるものとする。

3 前2項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度、甲乙協議のうえ負担を決定するものとする。

(災害補償等)

第6条 乙が第3条の規定に基づく支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、秦野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年秦野市条例第23号）の規定の例による。

2 乙が支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、その損害の賠償に要する費用は、甲乙協議のうえ負担する者を決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日

甲 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
秦野市長 古 谷 義 幸

乙 秦野市堀川 2 1 5 番地
かながわ自主防災航空
代 表 山 口 好 一